

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	白水 隆
論文題目	実質的平等と間接差別－カナダ憲法における議論を素材として－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本国憲法第14条第1項が規定する法の下での平等の解釈に際して、カナダ憲法における議論を素材としながら、実質的平等概念と間接差別の問題について検討したものである。</p> <p>法の下での平等条項をめぐる解釈論上の論点は多岐にわたるが、その中でも、同条項が「機会の平等」という意味での形式的平等を保障するにとどまるのか、それとも、「結果の平等」という意味での実質的平等までも保障しているのかという点は、これまでも広く議論されてきたところである。本論文は、この問題に対して新たな視座を与えるものとして、直接差別と間接差別に関する議論に着目する。例えば、性別に基づく差別の場合、直接差別とは、性別を別異取扱いの直接の理由とする差別を意味し、間接差別とは、性別以外の事由を用いることで外見上は中立的であっても実質的に性別を理由とする差別を意味すると理解されているが、わが国における従来憲法解釈論は、この直接差別に焦点を当てて展開されてきており、間接差別の禁止が憲法上の要請であると明示的に述べる見解はほとんど見られないことを指摘する。その上で、本論文は、差別の構造が複雑化する現代社会において間接差別が深刻な問題となってきたこと、憲法の「平等」概念を再考することを通じて、間接差別の問題を法の下での平等条項の中に位置づけることが必要不可欠であると論じる。</p> <p>第一部において、本論文は、間接差別の問題を検討する基礎として、アメリカ合衆国とカナダにおける平等に関する判例法理の違いに着目する。</p> <p>第一に、アメリカ合衆国では、差別的意図の法理が判例上確立されており、文面上一見中立的な文言を用いている法律が、人種等の一定の範疇に属する人々に対して不均衡な結果を生じさせるとしても、国等がその法律を制定する際に、当該範疇に基づいて区別を行おうとする差別的意図または差別目的を有していたことが立証されなければ、当該範疇に基づく平等権侵害が認定され得ないことを確認するとともに、その問題点を指摘する。</p> <p>第二に、カナダ憲法における違憲審査制度の基本枠組みを概観した上で、カナダ憲法の平等権条項の意味を起草者らの見解を参考としながら検討し、カナダにおいては、差別的意図に固執する必要はなく、より端的に結果を志向すべきであるとする見解が通説的地位を占めていることを明らかにする。そして、平等に関する判例法理を分析し、カナダ連邦最高裁が、実質的平等権概念を用いることによって、不均衡な結果自体をもって憲法上の平等権侵害として捉</p>			

え、一貫して、直接差別のみならず間接差別をも憲法上の平等権に関わる問題と解してきていることを明確にしている。その上で、カナダ連邦最高裁が採用し、学説が支持する実質的平等権概念とは、「人間の尊厳」を核とした「結果の平等」を志向する概念であり、間接差別を憲法上の問題として捉える上で重要な示唆を与えるものであると指摘する。

続いて、第二部では、カナダ連邦最高裁が展開している間接差別法理をより詳細に検討し、カナダにおける議論が我が国に対してどのような示唆を与え得るかについて、わが国の労働法の議論や憲法上の事例をもとに、考察を行っている。

まず、第一に、間接差別における不均衡な効果の分析において重要な鍵となる統計証拠の取扱いに注目し、カナダ連邦最高裁が、原告による主張・立証の負担に配慮して、統計証拠の取扱いを柔軟に行い、具体的事件に即して平等権侵害の判定を行っていること、及び、間接差別に対する救済に関して、従来のように、訴訟の原告に対して個別に救済を図るだけでは不十分であり、問題となる制度の構造転換あるいは社会環境の改善を図ることの必要性を指摘している。

このような分析を通じて、第二に、わが国での議論、とりわけ間接差別の禁止が法制化されている男女雇用機会均等法をめぐる議論を整理した上で、間接差別法理を憲法の次元に位置づける手がかりとして、これまで間接差別の事例とは考えられてこなかった裁判例を新たな視座から検討する。そして、かかる分析を通して、裁判所は間接差別法理を正面から論じていないとしても、実際上、間接差別の問題を取り扱っていると解することも可能ではないかと指摘する。

最後に、わが国における憲法解釈論が、「機会の平等」の保障にその主眼をおいてきたことの限界を指摘し、今後、間接差別法理をはじめ、より「結果」を重視した実質的平等概念を構築する必要性を説いている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、間接差別に関するカナダの憲法判例及び学説の詳細な検討を通じて、差別の本質や実質的平等権概念について綿密な考察を行うものであり、法の下での平等に関する我が国の憲法解釈論に新たな知見をもたらす優れた水準の業績であると評価できる。

第一に、従来、我が国において、間接差別の問題は、労働法とりわけ男女雇用機会均等法との関連で議論されてきたところであるが、本論文は、性差別に限定することなく、人種、宗教あるいは心身の障害を理由とする差別などを含め、間接差別の問題について包括的に検討を加えたものであり、また、間接差別を憲法の次元に位置付けて本格的な考察を行ったという意味でも、先駆的業績として高く評価されるべきものである。

第二に、本論文は、カナダ連邦最高裁などにおいて実際に問題となった事例を丹念に分析し、間接差別に関する具体的な問題点の所在を明らかにするとともに、そこから、差別の存否の認定における意図や不均衡な効果の位置づけ、あるいは差別の背景にある社会構造上の問題の解決と裁判所による救済の在り方など、より理論的な課題を析出し、形式的平等ないし機会の平等を基礎として構築されてきた、法の下での平等に関する我が国の憲法解釈論に対して、実質的平等ないし結果の平等の意義を再考する上で必要となる新たな視座を提供するものである。また、神戸高専剣道実技拒否事件など、これまで他の基本的人権に関わる問題として取り扱われてきた我が国の裁判例が、理論的には、間接差別に関わる平等の問題として捉え得ることを明らかにするなど、本論文の随所において、着想の斬新さと、理論的分析力の鋭さが示されている。

第三に、本論文では、我が国において十分に紹介されてこなかった、カナダ憲法における平等権保護の基本構造や、カナダ連邦最高裁における平等審査の基本的な判断枠組について、その歴史的経緯を踏まえて、綿密な考察が行われている。また、カナダにおける連邦憲法と議会制定法たる人権法の関係についても丁寧に検討されるなど、我が国におけるカナダ憲法研究に対して、新たな知見をもたらす重要な意義のある論文であると認められる。

もっとも、カナダ連邦最高裁が用いる「人間の尊厳」論と実質的平等権概念の関係など、必ずしも論証が十分でないとの感が拭えない箇所が見受けられ、また、多文化主義的なカナダ社会において形成されてきた平等理論を、どのように咀嚼して、我が国の憲法解釈論に摂取していくことができるかなど、さらなる検討を必要とする点が残されている。

とはいえ、これらの問題点は、本論文が、これまでほとんど研究の蓄積が見られなかった課題に意欲的に取り組んだことの証左でもあり、今後、日本

国憲法の解釈論を検討する中で考察が深められていくことが十分に期待される。

これらの点を総合的に勘案すれば、本論文は、法の下での平等に関する我が国の憲法解釈論及びカナダ憲法研究に貢献する優れた学問的意義を有すると評価し得る。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。なお、平成23年8月22日に調査委員3名が論文の内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。